



果実の入ったコンテナを載せて、収穫中の農家の背後を自動で付いていく小型ロボット（ドンキー社提供）

小型農業ロボ 公道走行へ

自走で移動 農家負担の軽減図る

農水省は、農作物の運搬などに使う農業用小型ロボットの公道走行の実現を目指す。今国会に警察庁が提出した道路交通法改正案では、過疎地域などで自動配送サービスを担う小型ロボットの公道走行を可能にする。農業用ロボットも、こうした措置の対象とし、ロボットの運搬にかかる農家の負担軽減を図る方針だ。

農水省 警察庁などと調整

同法案では、小型の自走ロボットに交通ルールを設け、速度や大きさ、機能などに関する基準を満たせば公道を走れるようにする。基準は法案成立後に定める同法の施行令や施行規則で具体化する。成立から1年以内の施行を目指す。

警察庁は対象ロボットの基準として、最高速度が時速6キロで大きさは電動車いす程度とし、信号や道路標識に従い、歩道や路側帯を通ることなどを位置付ける方針を示す。走行場所や機械の型式などを県の公安委員会に事前に届け出ることも盛り込む考えだ。

同省は、収穫した農作物を入れるコンテナや農薬散布機などを載

農薬散布や運搬…「台車型」さまざま

国内数社から登場

道路交通法改正で公道走行の解禁を目指す小型農業用ロボットについて、農水省は遠隔

せて、自走する農業用ロボットも公道走行の対象にしたい方針。施行令や施行規則の制定に向け「警察庁など関係省庁と調整を進める」（技術普及課）と

道路交通法改正案のポイント

概要

- ・自走小型ロボットの公道走行を可能に
- ・対象の基準は法案成立後に詳細を詰める
- 農水省は、農業用ロボットも対象としたい方針

対象ロボットの主な基準（警察庁方針）

- ・最高時速6キロ
- ・大きさは電動車いす程度
- ・信号や道路標識に従い、歩道や路側帯を通る

施行時期

- ・法案成立から1年以内
- ※農水省への取材などを基に作成

道走行の解禁を目指す小型農業用ロボットについて、農水省は遠隔操作で自走する台車型ロボットを想定する。農薬散布や収穫物の運搬、除草など、さまざまな機能を持った製品が登場している。

実例の一つが農機メーカー・DONKEY（ドンキー）の製品。全長110センチ、幅61センチ、高さ75センチ、重さは140キロ。荷台には最大100キロまで載せることができる。農薬散布用の動力噴霧器やタンクを載せて、農家の遠隔操作で散布。収穫物を入れるコンテナを載せて農家の後を自動で付いてくる機能もある。現在は試験販売中。

他のメーカーでも、センサーを搭載して生育データを収集・測定したり、除草や園地の剪定枝を集めたりするロボットもある。

同省によると、小型農業用ロボットは「ここ2、3年で国内の数が販売を始めていく」（技術普及課）という。

政府は昨年12月、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂。スマート農業の推進へ、小型農業用ロボットの公道走行の実現を目指すとしている。